

◆ 生命保険契約形態によって異なる 「相続税」「贈与税」「所得税」

Ⅰ. 「生命保険」契約当事者の特徴

(Ⅰ) 被保険者

これは保険の対象となる人のことです。

被保険者の最大の特徴は、途中で変更することができない点です。生命保険は、新しく加入するときに、被保険者の健康状態などをチェックしたうえで、保険料を決めたり、万が一の際の保険金を決めたりします。

そのため、一人一人の条件が異なるので、一度契約してから、被保険者を変更するということはできないのです。

他の人に生命保険を変更したい場合には、新たに加入しなおすしかないので。

(2) 契約者

これは保険の契約をし、保険料を負担する人のことです。

生命保険にかかる税金を理解する上で最も大切なポイントになるのは、保険料を誰が負担したか、ということです。

契約者という表現だと、契約書にサインした人が重要かと思われそうですが、実は違います。契約書にサインしたかどうかではなく、実際に保険料を誰が負担していたのかが重要になります。

ちなみに、先ほどの被保険者と異なり、契約者は途中で変更することが可能です。

(3) 受取人

これはその名前の通り、保険金を受け取る人のことです。

被保険者と異なり、受取人は簡単に変更することができます。

2. 契約形態によって異なる税金とは

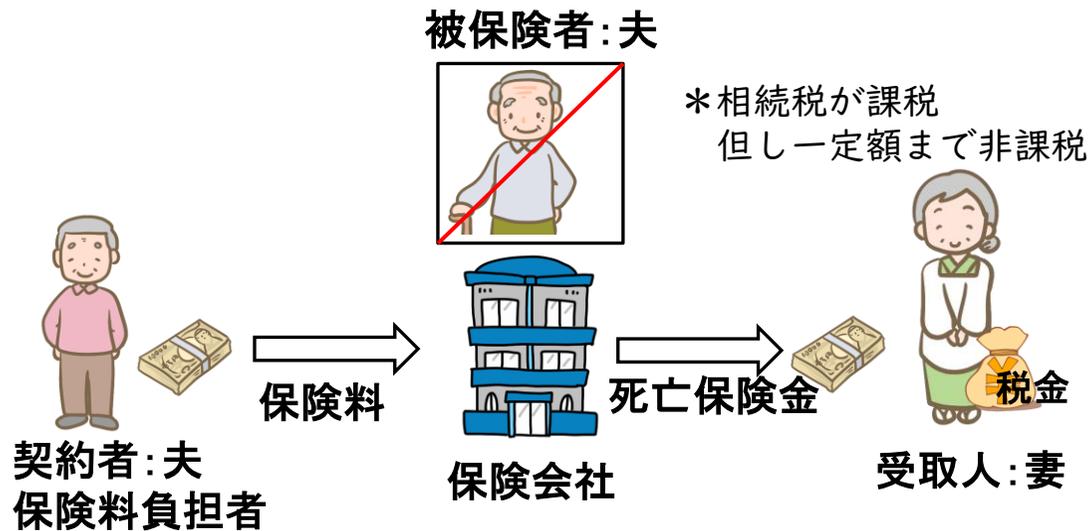
契約形態の当事者の組み合わせ方によって、相続税がかかる場合、贈与税がかかる場合、所得税がかかる場合の3パターンが存在します。

一見複雑そうに見えるのですが、ポイントは「誰が保険料を負担して、誰が保険金を受け取ったか」によって判断します。

(1) 相続税が課税される場合

- 【契約形態】
- ・ 被保険者：夫
 - ・ 契約者：夫
 - ・ 受取人：妻

【契約形態イメージ】



この形は、生前中にご主人が自身に生命保険を掛けて保険料を負担し、亡くなった時に、保険金が妻に支給される形です。

つまり、自分のお金が、自分が死んでしまったことによって、妻に渡ることと同じなのです。

★故人が保険料を負担して、相続人が保険金を受け取る形、これは相続税の対象になります。

この契約の場合、生命保険は一定額まで非課税とされています。

その金額は、「500万円×法定相続人の数」という算式で計算します。

たとえば、父、母、子供2人という家族であれば、父が亡くなった時の相続人は、母と子供2人の合計3人です。500万円×3人なので、1500万円までは生命保険に相続税はかからないこととなります。

*相続全体についての相続税は複雑ですので、詳しくは専門の税理士の先生に相談してください。

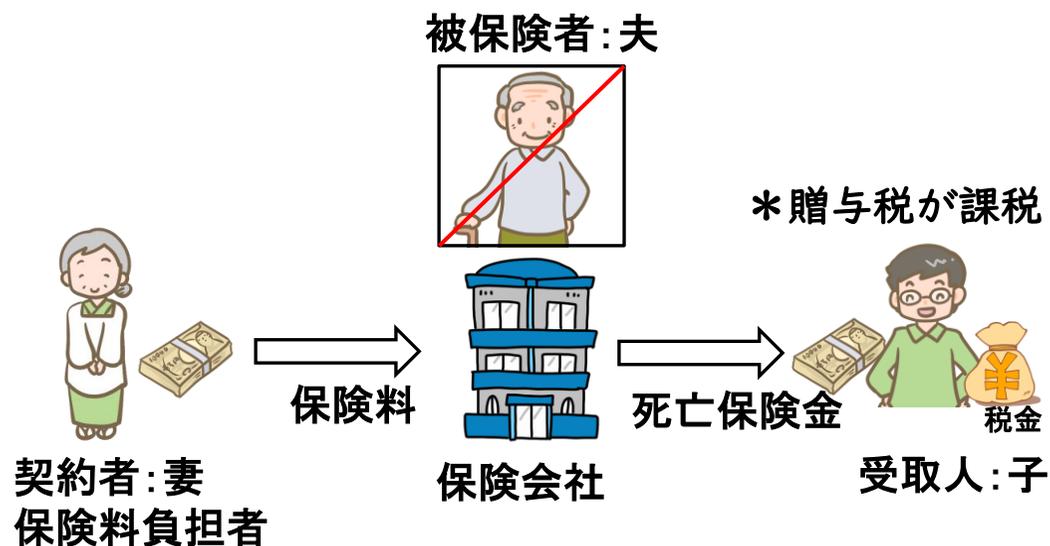
(2) 贈与税が課せられる場合

- 【契約形態】
- ・ 被保険者：夫
 - ・ 契約者：妻
 - ・ 受取人：子

この形は、保険の対象となるのは夫ですが、保険料を負担するのは妻です。

そして、夫に万が一のことがあった場合には、保険金は子供に支給されます。

【契約形態のイメージ】



★保険料を負担しているのは妻。保険金を受け取ったのは子供です。先ほどのケースと大きく異なるポイントは、保険金が支給される時に、妻は亡くなっていない点です。

亡くなったのはあくまで夫であり、妻はまだ元気です。

生きている妻のお金が子供に渡るので、これは生前贈与と考えます。従ってこの形の場合には、贈与税が課税されることになるのです。

贈与税は、生きている個人から財産をもらったときにかかる税金です。亡くなった方以外かつ自分以外が保険料を負担している場合は保険金も贈与財産とされ、贈与税の対象となります。

贈与税の課税対象金額は、次のように計算します。

・ 課税対象金額 = 受け取った保険金 - 基礎控除額110万円

当然のことですが、贈与のケースでは保険金の受取人は保険料を負担していないため、所得税のように支払い保険料のマイナスはありません。しかし、贈与税にも基礎控除額があるので、同じ年に他に贈与を受けていない場合は、保険金が110万円以内であれば非課税となります。

*詳しくは専門の税理士の先生に相談してください。

(3) 所得税がかかる場合

【契約形態】

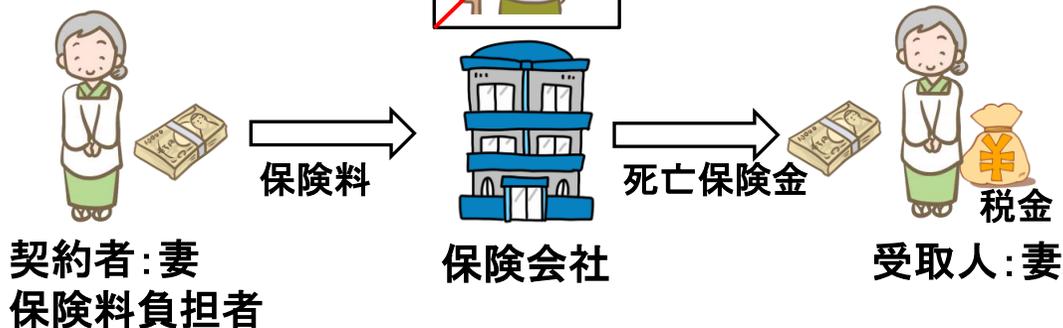
- ・ 被保険者：夫
- ・ 契約者：妻
- ・ 受取人：妻

【契約形態のイメージ】

被保険者：夫



* 所得税が課税



この形は、保険の対象はご夫で、保険料を負担するのは妻。そして夫に万が一のことがあった場合に、保険金を受け取るのは妻です。

★今回のケースでは、妻が保険料を負担して、妻が保険金を受け取っています。

つまり、自分でお金を出して、自分で受け取っているのです。

このような場合には、かかる税金は所得税がかかります。

ポイントは、「所得税がかかるのは、儲けがでた時だけの話」です。「所得」というのは、言い換えると「儲け」です。所得税というのは儲けにかかる税なのです。

所得税がかかるのは、たとえば、保険料1000万円を出していて、保険金が1500万円支給されたような場合です。この場合には、1500万円から1000万円を引いた500万円に対して所得税が課税されます。

ちなみに、保険での儲け部分については、50万円を控除していることとなっています。

《確定申告時期》

確定申告は、保険事故が発生した年で、保険金を実際に受け取った年ではありません。

たとえば、平成29年12月に夫が死亡し、妻へ生命保険が平成30年1月に支給されたとします。この場合、確定申告はあくまで夫が亡くなった平成29年の所得として申告しなければいけないので、確定申告の期限は平成30年3月15日となります。実際に支給を受けた日は関係ないので要注意です。

*詳しくは税務所または専門の税理士に相談してください。